

山口県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定に係る調査等業務 公募型プロポーザル応募要領

1 目的

本要領は、「山口県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定に係る調査等業務」を委託する者を決定するための、公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

山口県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定に係る調査等業務

(2) 業務内容

山口県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定に係る必要な調査等（現状把握と課題の抽出、人口及びごみ排出量等の将来予測、新たなブロック（素案）の提案（複数パターンへの提示）、広域化・集約化によるメリット・デメリットの分析等に係る業務を実施する（詳細は、別添「山口県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定に係る調査等業務委託仕様書」のとおり）。

(3) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日（火）

(4) 委託限度額

9, 515千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（注）予算限度額を超えている提案は、最優秀提案者とししない。

3 提案への参加要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類の第1希望が「99 その他」、小分類の第1優先順位が「18 計画策定・計画策定支援」について、業務の委託の「特A」または「A」の等級に格付けされている者であること。
- (3) この手続の開始の日から提案書の提出期限（令和7年5月16日（金））までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 提案への参加表明

この要項に基づく提案に参加を希望する場合は、別紙1「提案参加意向確認書」を令和7年5月8日（木）午後5時まで（必着）に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参、郵送又はFAXにより提出すること（郵送、FAXの場合は、念のため、電話により参加意向を伝えること）。

【提出先】〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階
山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班 宛

5 提案書等

提案は、次の書類を作成し、提出するものとする。

提案書等は、社名、所在地、電話番号を明記の上、令和7年5月16日(金)午後5時まで(必着)に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は書留とすること)。

【提出先】〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階
山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班 宛
TEL : 083-933-2992

(1) 提案書

ア 体裁 任意(用紙は原則A4縦長横書)、表紙・目次を除き30枚以下

イ 提出部数 6部

ウ 内容

- ① 委託業務の実施方針
- ② 上記「2 委託業務の概要」を踏まえ、次の調査に関する調査手法や提案内容を記載してください。
 - ・現状把握と課題の抽出
 - ・人口及びごみ排出量等の将来予測
 - ・新たなブロック(素案)の提案(複数パターンの提示)
 - ・広域化・集約化によるメリット・デメリットの分析
 - ・最新の動向の修得のための勉強会
 - ・廃棄物広域対策協議会等の開催
- ③ 委託業務の実施スケジュール

(2) 委託業務に係る概算見積書

ア 体裁 任意(ただし、人件費、その他経費を区分すること)

イ 提出部数 正本1部

※別に副本6部を(1)の提案書の最終ページに添付すること。

(3) 参考資料

ア 体裁 任意(用紙は原則A4)

イ 提出部数 6部

ウ 内容

- ① 提案者の概要(「会社案内」等で代用可)
- ② 委託業務の実施体制(組織、人数)
- ③ 担当予定者の氏名、経歴
- ④ 類似の業務に係る業務実績(令和元年度以降の地方自治体の広域化・集約化計画、廃棄物に関する計画策定又は計画の調査業務の受託実績)

6 書類審査の実施

提案書の書類審査(プレゼンテーションなし)を次のとおり実施する。

なお、提案者が1社であっても本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。

実施予定日 令和7年5月21日(水)～令和7年5月28日(水)

7 選定結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。

8 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は、提案者の負担とする。

9 提案書の返還

この要領に基づき提出された提案書については返還しない。

10 質問と回答

この要領に関する質問等については、別紙2「質問書」を令和7年4月30日(水)午後5時まで(必着)に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参、郵送又はFAXにより提出すること(郵送、FAXの場合は、念のため、電話により送付した旨を伝えること)。

回答は個別の質問の場合を除き、本提案への参加を表明した者全員に対して行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

11 審査基準

提案書は、下記の審査項目に基づき、厳正な審査を実施する。

審査項目	配点	審査事項
1 業務の受託体制 遂行体制・スケジュール、実績	15	業務遂行能力は十分か 実施スケジュールは適切か 過去の実績はあるか
2 現状把握と課題の抽出 ・調査項目、調査手法	10	実態把握に十分な項目か 調査手法は適切か
3 人口及びごみ排出量等の将来予測 ・予測推計方法	10	予測推計方法は適切か
4 新たなブロック(素案)の提案 ・ブロック区割り検討方法 ・実現可能性等	20	検討方法が具体的か 複数パターン提示され、いずれも実現性の高いものか
5 広域化・集約化によるメリット・デメリットの分析 ・比較・分析項目の提示	20	比較・分析項目が具体的か 市町等が参考にできるか
6 最新の動向の修得のための勉強会	10	実現可能で効果が高いか
7 廃棄物広域対策協議会等の開催	10	議題、運営方法が具体的か
8 経費の妥当性	5	適正価格か
計	100	

12 その他

現行の平成31年3月29日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知に基づく「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」は本県ホームページで閲覧可能(山口県循環型社会形成推進基本計画(第4次計画)に位置付けている)